

### (1) 公的分野における女性の参画の促進

#### 【目標】

施策や方針を決定する場で、男女の意見がバランス良く反映されるよう、公的分野における意思決定過程への女性の参画の促進を目指します。

#### 【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる分野の意思決定の場に男女が対等に参画することが大切です。

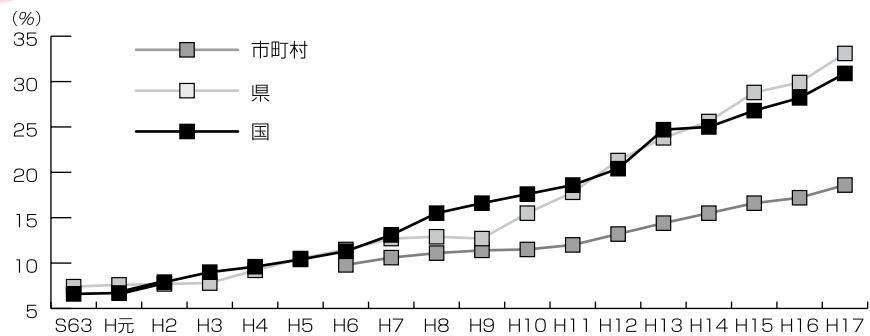
特に自治体の議会や行政など公的分野で決定される政策・方針は、そこで生活する男女双方に影響を与えるため、決定にあたり双方の意見がバランス良く反映されることが必要です。

県内の状況を見ると、地方議会議員に占める女性の割合は、県議会、市町村議会合わせて4.5%（平成17年4月1日現在）と、全国平均8.1%（平成16年12月現在）に比べ低い水準です。

また、県の審議会等における女性委員の割合は、平成12年の21.3%から平成17年には33.1%と11.8ポイント伸びていますが、男女平等の視点からは更なる努力が求められます。

また、女性公務員の職域拡大や能力活用、管理職への積極的登用に向け、県における「福島県職員男女共同参画推進行動計画」に基づく取組みなど、男女共同参画推進条例に定めるポジティブ・アクションを含む具体的な取組みを一層進める必要があります。

#### < 審議会等における女性委員の比率 >



資料：国の審議会等における女性委員の参画状況調べ（内閣府）  
福島県人権男女共生グループ調べ

#### 【施策の方向】

- 幅広い職務経験の付与や管理職への登用など、県自ら率先して職員の男女共同参画を推進します。
- 政策の立案から決定までの過程における男女共同参画のための取組みを一層進めるとともに、審議会等への女性委員の登用を促進します。

## [具体的施策]

施策の内容	担当部局
①「審議会等への女性の登用促進要綱」に基づき、女性の参画を一層進めます。	全庁
②有識者や専門技術者等の情報を収集するなど、男女共同参画人材リストの一層の充実を図ります。	生活環境部
③「福島県職員男女共同参画推進行動計画」等の着実な推進を図ります。	総務部 教育庁 警察本部
④各職場において、女性職員が能力を発揮しキャリアアップできるよう、幅広い職務経験の付与や研修参加の機会の確保などを通じ計画的育成に努めます。	全庁
⑤女性職員及び教員のポジティブ・アクションについて、男女共同参画推進条例の趣旨を尊重した取組みを推進します。	総務部 教育庁 警察本部
⑥教員の管理職における女性の登用を促進します。(I1(1))	教育庁
⑦女性の政治参加の重要性についての啓発を実施します。	生活環境部

## [市町村に期待すること]

市町村の審議会等における女性登用の拡大が望まれます。  
女性職員の職域拡大・能力活用・管理職への積極的登用が望まれます。

## [指 標]

項 目	H12現状値	H17現状値	H22目標(期待)値
県の審議会等における女性委員の割合	—	35.4%	法令による職の指定及び機関の指定のある委員を除いた構成は、いずれかの性が40%を下回らない。
職指定等含む	21.3%	33.1%	法令による職の指定及び機関の指定のある審議会においても、改訂前のプランの女性登用率の目標値33.3%の達成を目指す。
市町村の審議会等における女性委員の割合	13.2%	18.6%	(30%)
県の女性管理職の割合	1.3%	2.7%	7.0% (知事部局)
市町村の女性管理職の割合	6.2%	6.2%	(10%)
県議会における女性議員の割合	3.3%	6.9%	— (モニタリング値)
市町村議会における女性議員の割合	2.7%	4.4%	— (モニタリング値)

(2) 企業、団体、地域等における女性の参画の促進

【目 標】

企業や各種団体等、あらゆる組織や地域コミュニティにおいて、男女の共同参画による意思決定がなされるよう、女性の参画拡大を目指します。

【現状と課題】

「労働条件等実態調査」(平成16年 福島県)によると、従業員30人以上の民間事業所の部長職に占める女性の割合は1.5%、課長職3.6%と低い状況です。

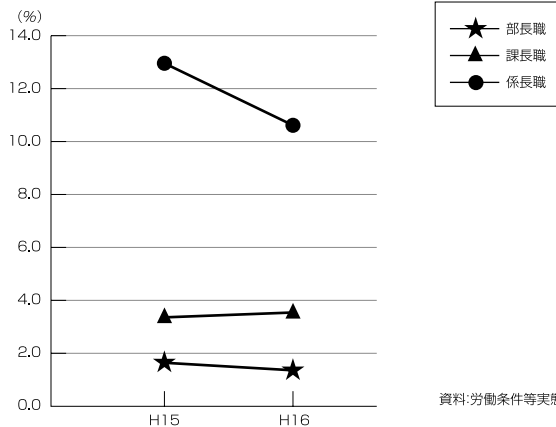
また、福島県内の農業就業人口に占める女性の割合は54.8%(2005年農林業センサス農林業経営体調査 平成18年 福島県)と半数を超えているにもかかわらず、農業協同組合の正組合員及び農業委員に占める女性の割合は低く、農業における生産・経営の方針決定が男性中心に行われている状況がうかがえます。

同様に、労働組合・町内会・PTA等の活動においても、女性の参加が多いにもかかわらず、方針を決める会長などの代表は男性が務める場合が多く、PTA会長や町内会等の代表における女性の割合は、ここ5年間でほとんど変化なく推移しています。

国の男女共同参画推進本部では、2003年(平成15年)6月に、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との決定をしており、この決定を踏まえ、企業・団体・地域における女性の参画の一層の推進を図る必要があります。特に、企業においては、ポジティブ・アクションの奨励など男女雇用機会均等法の趣旨に沿って、女性の能力発揮のため積極的に取り組む必要があります。

また、地域社会や各種団体等の活動は、まちづくりや教育など生活と密接に関連することから、男女共同参画推進条例の趣旨に沿って、性別にとらわれない役員選任等により、方針決定に男女ともに関わっていくことが必要です。

<職位別女性の雇用者割合(福島県)>



資料:労働条件等実態調査報告書(福島県)

※ポジティブ・アクション  
(positive action) (積極的改善措置)  
様々な分野において、参画する  
機会の男女間の格差を改善す  
るため、必要な範囲内において、  
男女のいずれか一方に対し、参  
画する機会を積極的に提供する  
もの。

### 【施策の方向】

○企業、団体、地域等における女性の参画を促進するため、女性の能力発揮や登用について企業や各種団体等へ一層強く働きかけます。

### 【具体的施策】

施策の内容	担当部局
①企業、団体、地域における固定的な性別役割分担意識の解消への取組みを促進します。	全庁
②企業等に対して男女共同参画の推進や仕事と家庭の両立のための職場環境の整備に向けた啓発を行います。	生活環境部 商工労働部
③男女共同参画に積極的に取り組む企業に対しインセンティブ(動機付け)となる制度について検討します。	生活環境部 商工労働部
④女性労働者の能力発揮やキャリアアップに向けた研修、ポジティブ・アクションの導入等を促進します。	商工労働部
⑤町内会・自治会等、地域コミュニティの意思決定過程への女性の参画の拡大を要請します。	生活環境部
⑥農業協同組合の役員、農業委員への女性の参画拡大や、農業協同組合等への女性の正組合員加入拡大について、啓発活動を推進します。	農林水産部

### 【県民・事業者に期待すること】

企業・団体・地域等の活動に、女性が率先して参画していくことが望まれます。

### 【指 標】

項 目	H12現状値	H17現状値	H22目標(期待)値
農業協同組合における女性の正組合員数の割合	11.7% (H11)	13.4% (H16)	(25%)
Ⓒ女性委員が複数人いる農業委員会の割合	—	39.1%	(100%)
PTA会長における女性の割合	12.7%	12.7% (H16)	(20%)
町内会等の代表における女性の割合	2.3%	2.0%	(10%)
Ⓒ民営事業所の管理職における女性の割合(係長相当職以上の女性比率)	—	6.2% (H16)	— (モニタリング値)